

長浜市週休2日取組工事実施要領(土木系工事版)

(目的)

第1条 建設産業では若手技術者の離職や入職者の減少など担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている中、令和6年4月からは建設産業においても時間外労働の上限規制が適用され、より一層建設産業を取り巻く状況は厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、労働環境改善の一つの方策として、本制度を実施することにより、ワーク・ライフ・バランスの促進と誰もが働きやすい職場環境の実現を目指す。

(概要)

第2条 発注者が、週休2日に取り組む「週休2日取組工事」(以下「週休2日工事」という。)を実施し、建設現場の週休2日を促進する。

2 週休2日工事については、発注者が事前に入札公告等により明示する。対象工事は、長浜市が発注する土木工事(災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く。)とする。また、現地作業(実工期)が1週間(5日間)に満たない工事は対象外とする。

(定義)

第3条 「週休2日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。(ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。)

2 「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除くもの。」とする。

3 対象外の期間は以下の(1)および(2)の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

(1) 次に該当する期間を含む週単位の期間とする。

ア 契約日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始までの期間)

イ 工期末から20日前または工事完了日のうち早い日から工期末までの期間

ウ 工場製作のみの期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 夏季休暇(3日)、年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

ア 緊急的な関係機関の対応等(現場での事故等を含む。)

イ 天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

ウ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

エ その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

4 祝祭日ならびに天候(降雨、降雪等)により休工とした日は、前項第1号および第2号の対象外の期間とはしない。

5 工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

(実施方法)

第4条 入札段階（入札公告・通知、特記仕様書等）で、週休2日工事の対象であることを明記する。週休2日は、原則として「土日」または「特定した2曜日」とするが、施工条件、施工場所等により、これによりがたい場合は、発注者が事前に入札公告等により明示を行う。または、受注者から提出される施工計画書に記載した工事工程表等により、協議を行うものとする。

(1) 特記仕様書記載例

本工事は、週休2日に取り組む工事である。

(2) 工事着手前

週休2日の取組みにあたり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

ア 受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督職員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。

イ 「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。

ウ 対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(3) 工事実施期間中

ア 当該工事が「週休2日工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。

イ 週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。

ウ 週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。

エ 監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(現場閉所の確認方法等)

第5条 受注者は、現場閉所日実績を打合せ簿等により報告をする。

2 発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(評価)

第6条 受注者は任意様式により現場閉所の実施結果を監督職員に報告し、監督職員とともに当該実施結果を確認する。

2 工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。

3 週休2日の実施状況に応じて、請負工事成績評定により評価する。

(週休2日の取得に要する費用)

第7条 本実施要領における週休2日の取得に要する費用は、計上しない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日以降に積算業務に着手する工事から適用する。